

奈良県告示第三百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年二月七日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
サン薬局御所店	御所市三室一八一	平成二十五年十一月三十日
ラベンダー薬局	生駒市小明町一〇五七一―五	平成二十五年十一月十二日
堀本薬局北店	橿原市内膳町五丁目一―一六	平成二十五年十一月三十日
藤本医院	桜井市大字吉備一六五―一	平成二十五年十月三十一日
赤崎クリニック	桜井市大字谷一一一番地	平成二十五年十月三十一日